

# 一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会 コメディカル部会会則

2013年7月10日制定  
2015年12月6日改訂  
2016年8月26日改訂  
2017年11月17日改訂  
2018年11月4日改訂  
2019年7月5日改訂  
(改訂箇所は下線部)

## 第1章 総則

(名称・構成)

第1条 本部会は、一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics：CVIT）コメディカル部会（以下「本部会」とする。）と称し、コメディカル委員会に從属する。看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・薬剤師・栄養士・理学療法士・運動療法士・健康運動指導士・事務職員・クリニカルリサーチコーディネーター等を構成員とする。

(事務局)

第2条 本部会の主たる事務所を東京都中央区（日本心血管インターベンション治療学会事務局内）に置く。

(支部)

第3条 本部会は必要の地に支部を置く。

2 支部は日本心血管インターベンション治療学会定款細則第17条に準ずる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本部会は、医師と協働し患者様を中心としたチーム医療を実践することを目的とする。また、第1条の職種相互の知識、技術の向上及び職種間の連携を強化し、カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本部会の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) コメディカル学術集会実行委員長をサポートする
- (2) 学会会誌への投稿参加・編集
- (3) コメディカルに対する啓蒙活動
- (4) その他、本部会の目的を達成する為に必要とされる事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本部会の会員は以下のとおり構成される。なお、2017年度より本部会の会員はA会員、B会員を統一させ、学会誌購読は廃止とし、学会発表はできるものと変更される。

- (1) コメディカルA会員：本部会の目的に賛同し、年会費を納入する個人会員とする。  
A会員は学会発表ができ、学会会誌購読ができる
- (2) コメディカルB会員：本部会の目的に賛同し、年会費を納入する個人会員とする。  
B会員は学会発表ができる

#### (入会)

第7条 本部会の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長宛に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (年会費)

第8条 本部会の会員は定められた年会費を支払わなければならない。

- 2 本部会の会員は所定の額の年会費をその当該年度の3月31日までに収めなければならない。
- 3 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (会員資格の喪失)

第9条 本部会の会員が次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 年会費の滞納があったとき：2年間年会費の納入がない時には滞納が生じた年度より会員資格を喪失する
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 成人被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) この法人が解散したとき
- (6) 本部会が解散したとき
- (7) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 本部会の会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長宛に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (年会費)

第11条 本部会の会員の年会費は以下とする。なお、2017年度より本部会員の年会費は一律2,000円とする。

- (1) A会員：年額3,000円（学会会誌購読あり）
- (2) B会員：年額1,000円（学会会誌購読なし）

#### (除名)

第12条 本部会の名誉を傷つけ、または本部会の目的に反する行為のあった会員は、理事会がその議決によりこれを除名することができる。

## 第4章 役員

#### (コメディカル役員)

第13条 本部会は以下のとおり役員を置く。

- (1) コメディカル部会 部会長：1名

- (2) コメディカル部会 副部長：1名
- (3) コメディカル部会 幹事：いずれの支部も各職種（臨床工学技士または臨床検査技師・看護師・診療放射線技師）を1名含んだ3名以下とし、全幹事数の上限は25名とする
- (4) コメディカル学術集会実行委員長：1名

（役員を選出）

第14条 コメディカル役員は、選出時に満60歳未満であり、次の号に示すとおりとする。

- (1) いずれの支部も地方会でコメディカル支部会幹事を選出し、理事会の承認を得る
- (2) コメディカル部会長の推薦による幹事選出も可とし、理事会の承認を得る
- (3) コメディカル部会幹事には各支部からの代表を1名以上含むこととする
- (4) コメディカル部会幹事の中から互選によりコメディカル部会 部会長を選出する
- (5) コメディカル部会会長がコメディカル部会 副部長を任命する
- (6) コメディカル学術集会実行委員長は、学術大会会長の推薦とする

（役員の任期）

第15条 役員の任期は以下の通りとする。

- (1) コメディカル部会 部会長の任期は2年とし、再任は妨げない
- (2) コメディカル部会 副部長の任期は2年とし、再任は妨げない
- (3) コメディカル部会 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない
- (4) コメディカル学術集会実行委員長の任期は、学術集会終了日から次回学術集会終了時までとする

（役員の職務）

第16条 コメディカル部会 部会長は本部会の会務を統括する。

2 コメディカル部会 副部長は部会長に事故がある場合、又は部会長が欠けた時にその職務を代理し行う。

3 コメディカル部会幹事は、コメディカル部会の目的を達成する為の事業に関する企画・運営を行う。

4 コメディカル学術集会実行委員長は、学術集会時のコメディカル部門を主宰する。

（事業計画）

第17条 コメディカル部会幹事は、年次毎の事業計画及びそれに伴う予算を立て、コメディカル委員会にて検討し、コメディカル委員会より財務委員会に報告する。

\*コメディカル委員会：正会員で構成するコメディカル委員会のこと。

## 第5章 会則の変更・解散

（会則の変更）

第18条 この会則はコメディカル委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を得ることによって変更することができる。

（解散）

第19条 本部会の解散についてはコメディカル部会で協議し、その時点における本部会コメディカル会員数の4分の3以上の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。